

# 第1節 お互いがその人らしさを尊重し合う地域社会の推進

## I 理解（新）

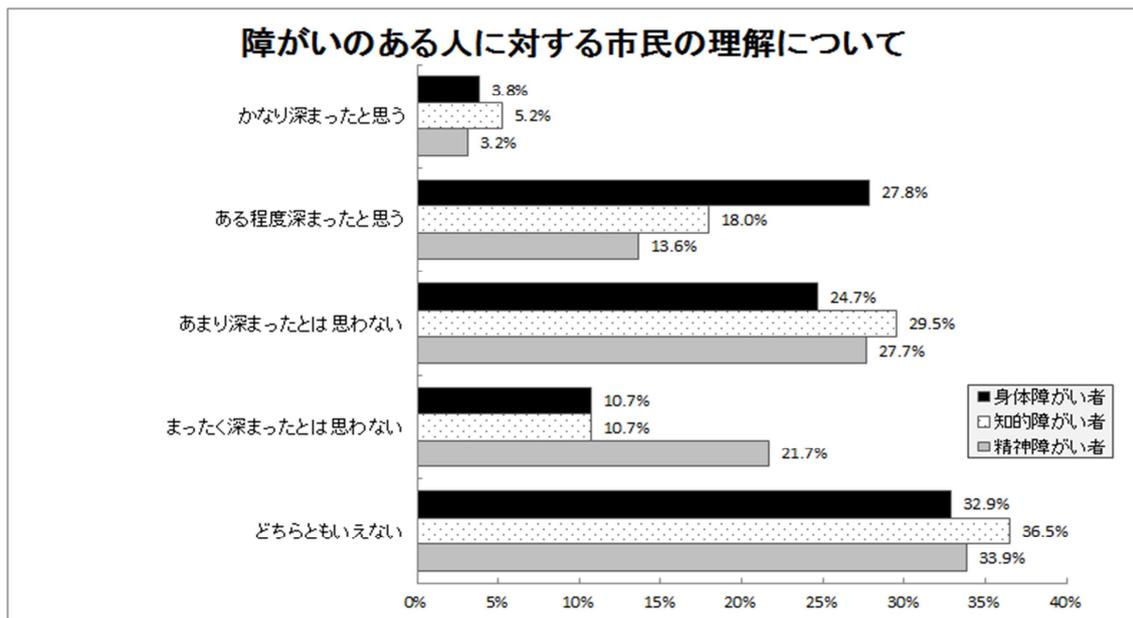
### 1 障がいのある人への理解の促進

#### 現状と課題

○ 障がい者アンケート調査で、障がいのある人に対する市民の理解について、「かなり深まったと思う」又は「ある程度深まったと思う」との回答が身体障がいのある人では31.6%、知的障がいのある人では23.2%、精神障がいのある人では16.8%となっています。一方で、「あまり深まったとは思わない」又は「まったく深まったとは思わない」との回答が身体障がいのある人では35.4%、知的障がいのある人では40.2%、精神障がいのある人では49.4%となっています。

このように、身体、知的、精神いずれの障がいのある人においても、「かなり深まったと思う」又は「ある程度深まったと思う」との回答が「あまり深まったとは思わない」又は「まったく深まったとは思わない」との回答よりも少なくなっています。

また、障がいのある人に対する市民の理解について、「かなり深まったと思う」又は「ある程度深まったと思う」と回答したのは、知的障がいのある人や精神障がいのある人と比べて身体障がいのある人が多く、「あまり深まったとは思わない」又は「まったく深まったとは思わない」と回答したのは、身体障がいのある人と比べて知的障がいのある人や精神障がいのある人が多くなっています。



資料：第4次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査

- 障がいのある人の自立と社会参加に関する取組を実効性あるものにしていくには、障がいのある人に対する幅広い市民の理解が欠かせません。
  
- 国は、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（2017 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）を策定し、同計画において、「心のバリアフリー」とは様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことであり、そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要であるとしています。  
また、各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして以下の 3 点を掲げています。
  - (1) 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
  - (2) 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
  - (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。
  
- 本市は、ノーマライゼーション（注1）の理念の浸透を図ることを目的として障害者週間記念事業や精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業を実施するとともに、地域、学校、企業等からの要望に応じて、障がいのある人や意思疎通支援者を派遣する各種出前講座を実施することにより、障がいのある人に対する理解の浸透を図っています。  
（注1） 「ノーマライゼーション」とは、障がいのある人が特別に区別されることなく、社会の中で他の人達と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
  
- ヘルプマーク（注2）や、緊急時や災害時等に必要な配慮事項を記載したヘルプカード（注2）の周知・普及を通じて、外見から分かりづらい障がいのある人等への理解促進を図っています。  
（注2） ヘルプマーク（カード）とは、義足や人工関節を使用している人、内部障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病のある人、妊娠初期の人など援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることを目的としたマーク（カード）。



(ヘルプマーク)

(ヘルプカード)

- 様々な行政施策に障がいのある人の意見が十分反映される必要性があります。

## 施策の方向

様々な障がいの特性や障がいのある人の困っていることを理解し、必要な手助けや配慮を実践するとともに、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る取組を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指します。

## 具体的施策

- (1) 障害者週間記念事業の実施  
障害者週間記念事業に市民の参加を促進し、障がいや障がいのある人への理解促進など、啓発に努めます。
- (2) 精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業の実施  
スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、精神障がいのある人の地域への社会参加と地域住民との交流を促進するとともに、地域住民に対するノーマライゼーション理念の普及啓発を図る精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業を実施します。
- (3) 各種出前講座の実施  
障がいや障がいのある人について理解と関心を高め、思いやりや社会奉仕の心を育むことができるよう、障がいのある人が自らの体験や障がいについて講話を行う福祉出前講座や手話の普及及び聴覚障がいのある人への理解を促進する手話出前講座を実施します。
- (4) ヘルプマーク及びヘルプカードの普及の推進（新）  
必要な人にヘルプマーク及びヘルプカードを配付するとともに、その周知・

啓発に努めます。

(5) 障がい者団体等の政策決定プロセスへの関与の推進

様々な行政施策に障がいのある人の意見が十分反映されるようにするため、障がいのある人が本市附属機関へ参画すること等、障がい者団体等の政策決定プロセスへの関与を推進します。

## Ⅱ 差別の解消・権利擁護

### 1 障がい者を理由とする差別の解消の推進

---

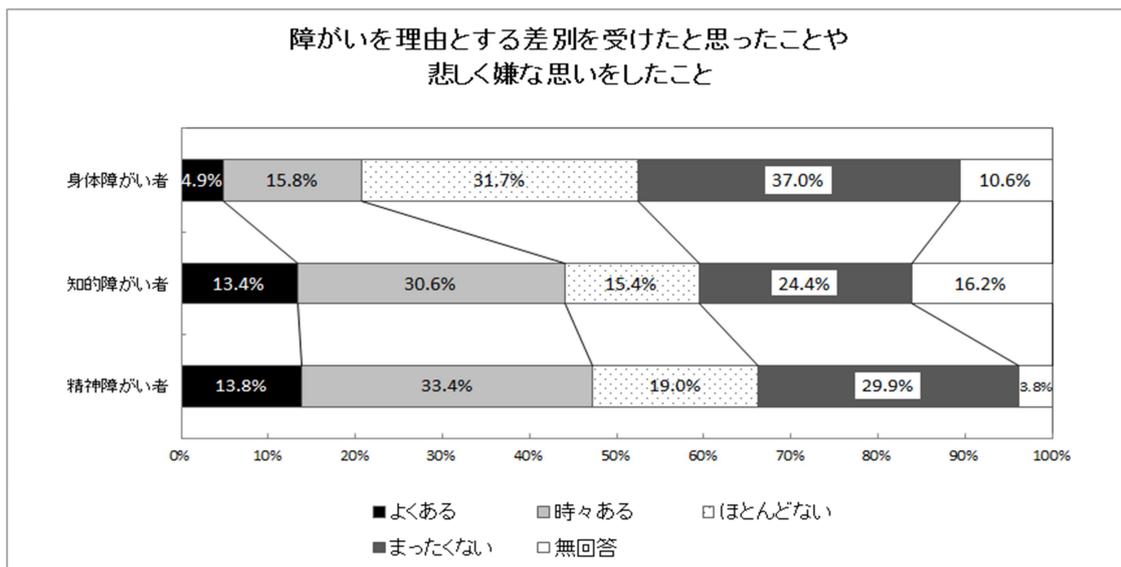
---

#### 現状と課題

---

---

- 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、障害者差別解消法が制定され、平成 28 年 4 月に施行されています。
- 障害者差別解消法では、差別を解消するための措置として、「不当な差別的取扱いの禁止」については、国、地方公共団体等及び事業者が法的義務となっており、「合理的配慮の提供」については、国や地方公共団体等が法的義務、事業者が努力義務となっています。
- 国の有識者会議である障害者政策委員会においては、障がい者の社会参加を推進するため、令和 2 年 6 月、「障害者差別解消法の見直しに関する意見」を取りまとめており、その意見の中で、事業者による合理的配慮は、障がい者と事業者双方の建設的対話による相互理解を通じて実施されるべきものであり、事業者と障がい者やその関係者等の双方がその点に十分留意する必要があるとしています。
- 地方公共団体は、差別を解消するための支援措置として、相談・紛争解決の体制整備や地域における関係機関の連携、普及・啓発活動の実施を行うこととなっています。
- 障がい者アンケート調査で、障がい者を理由として差別を受けたと思ったことや悲しく嫌な思いをしたことがあるかについては、身体障がいのある人では「まったくない」が最も多く 37.0% (31.9%)、次いで「ほとんどない」31.7% (30.7%)、「時々ある」15.8% (20.5%)、「よくある」4.9% (5.4%) の順となっています。  
知的障がいのある人では「時々ある」が最も多く 30.6% (35.8%)、次いで「まったくない」24.4% (19.1%)、「ほとんどない」15.4% (20.6%)、「よくある」13.4% (15.7%) の順となっています。  
精神障がいのある人では「時々ある」が最も多く 33.4% (37.0%)、次いで「まったくない」29.9% (23.3%)、「ほとんどない」19.0% (20.4%)、「よくある」13.8% (13.3%) の順となっています。  
このように、障がい者を理由として差別を受けたことがあると回答したのは、知的障がいのある人と精神障がいのある人で多くなっています。  
※ ( ) 内の数値は、平成 27 年に実施した第 3 次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査結果

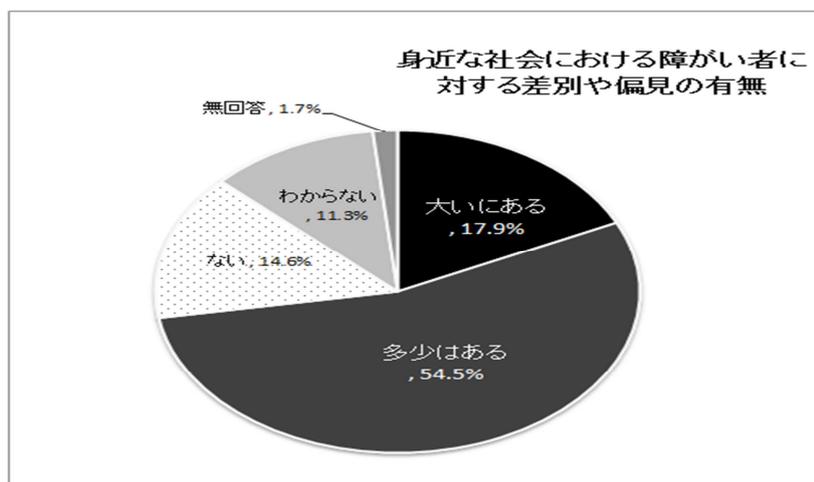


資料：第4次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査

- 市民アンケート調査で、身近な社会に障がいのある人に対する差別や偏見があると思うかについては、「多少はある」が最も多く54.5% (54.8%)，次いで「大いにある」17.9% (17.4%)，「ない」14.6% (12.8%)，「わからない」11.3% (12.6%) の順となっています。

このように、7割以上の市民が、身近な社会に障がいのある人に対する差別や偏見があると感じています。

※ ( ) 内の数値は、平成27年に実施した第3次旭川市障がい者計画の策定に関する市民アンケート調査結果

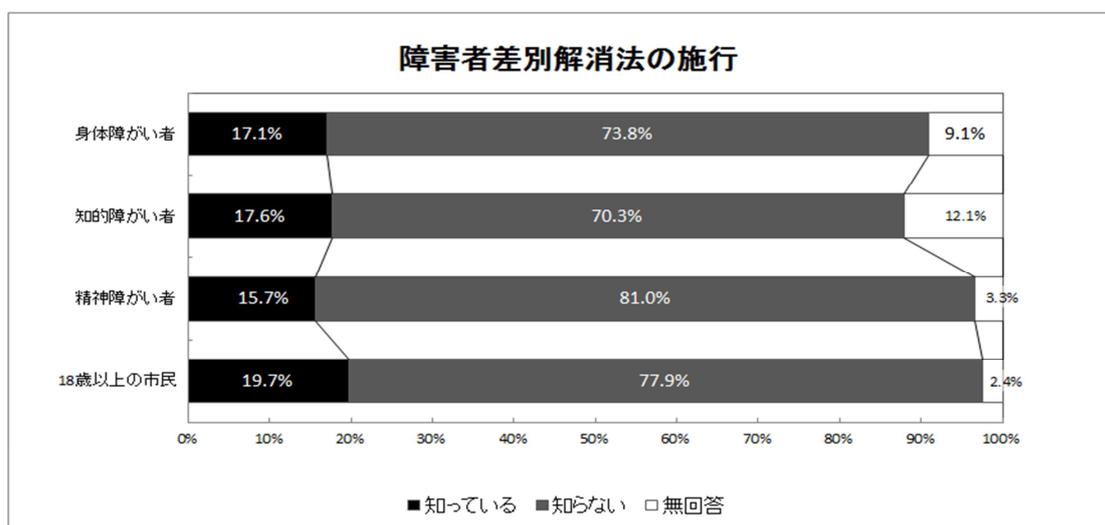


資料：第4次旭川市障がい者計画の策定に関する市民アンケート調査

- 障がい者アンケート調査で、障害者差別解消法の施行について、「知っている」人は、身体障がいのある人では17.1% (6.9%)，知的障がいのある人では17.6% (10.0%)，精神障がいのある人では15.7% (4.6%) となっています。また、市民アンケート調査では19.7% (10.6%) となっています。

このように、障害者差別解消法の施行について、「知らない」人は、身体及び知的障がいのある人並びに市民の7割以上、又精神障がいのある人の8割以上となっています。

※ ( )内の数値は、平成27年に実施した第3次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査結果



資料：第4次旭川市障がい者計画の策定に関する市民アンケート調査  
第4次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査

- 障がいを理由とする差別の解消に向けては、目の前のその人を理解しようという姿勢が大切です。「自分だったらどう対応するか」を考えるきっかけづくりのため、障がいや障がいのある人について市民及び事業者の理解を促進するための啓発・広報活動の充実強化が不可欠です。
- 障害者差別解消法では、地方公共団体は、職員が適切に対応するための必要な要領（以下「対応要領」という。）を定めるよう努めるとともに、障害者差別解消支援地域協議会を設置することができることとされています。
- 選挙において、誰もが円滑に投票できるよう、様々な障がいの特性を踏まえた投票環境の整備や選挙に関する情報提供の充実に努める必要があります。

---



---

## 施策の方向

---



---

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解を促進するため、啓発活動を推進します。また、対応要領をもとに、職員の適切な対応を図ります。

---

---

## 具体的施策

---

---

- (1) 相談・紛争解決の体制整備及び地域における関係機関の連携  
障害福祉課が相談窓口となって対応し、相談の内容に応じて、北海道が設置する「上川圏域障害者差別解消支援地域協議会」とも連携しながら解決を図ります。
- (2) 普及・啓発活動の実施  
障がいや理由とする差別の解消に向け、市民及び事業者の障がいや障がいのある人への理解と関心を一層深めるための普及・啓発を積極的に実施します。
- (3) 行政サービス等における配慮  
障害者差別解消法に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に取り組むため、基本的考え方や具体例、相談体制などを内容とする本市職員の対応要領に基づき、職員が障がいに関する知識や理解を深めることで、障がい特性に応じた円滑なコミュニケーションや情報提供に努めます。
- (4) 選挙等における配慮（新）  
投票所内において、点字の候補者名簿、老眼鏡、文鎮等を常備、バリアフリー化や支援を要する方に対する介添えや聴覚障がいのある人に対する筆談等を行うとともに代理投票を実施します。  
また、音声による選挙公報の発行、指定病院等における不在者投票や郵便等による不在者投票を適切に実施します。
- (5) （仮称）旭川市障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けた検討（新）  
地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークの形成を目的とした、（仮称）旭川市障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けた検討を行います。

## 2 権利擁護の推進

---

---

### 現状と課題

---

---

- 平成 23 年 6 月、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、障がい者を雇用する事業主などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すと同時に、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すことなどを内容とする障害者虐待防止法が制定されました。本市では、障がい者虐待に関する通報や相談の窓口として、平成 24 年 10 月に旭川市障害者虐待防止センターを設置しています。
- 知的障がいや精神障がいのある人等のうち判断能力が十分でない人々が地域

において自立した生活を送ることができるよう支援するため、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業が実施されています。

- 本市では、平成 25 年 5 月、旭川成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談や手続の支援、普及啓発、市民後見人の養成等を行い、成年後見制度の利用推進に取り組んでいます。
- 高齢化や核家族化が進行する中、判断能力が不十分な障がいのある人等に対する権利擁護に関する事業や財産管理を支援する制度等の利用の促進を図り、地域において安全・安心に生活を送ることができるよう支援することが必要です。
- 長期的な支援や多様な特性への対応が必要な障がいのある人等には、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用な場合もあります。

---

---

## 施策の方向

---

---

障がいのある人の権利擁護のための各種制度の普及を図るとともに、行政、地域、事業者等が一体となって障がいのある人の権利擁護を推進します。

---

---

## 具体的施策

---

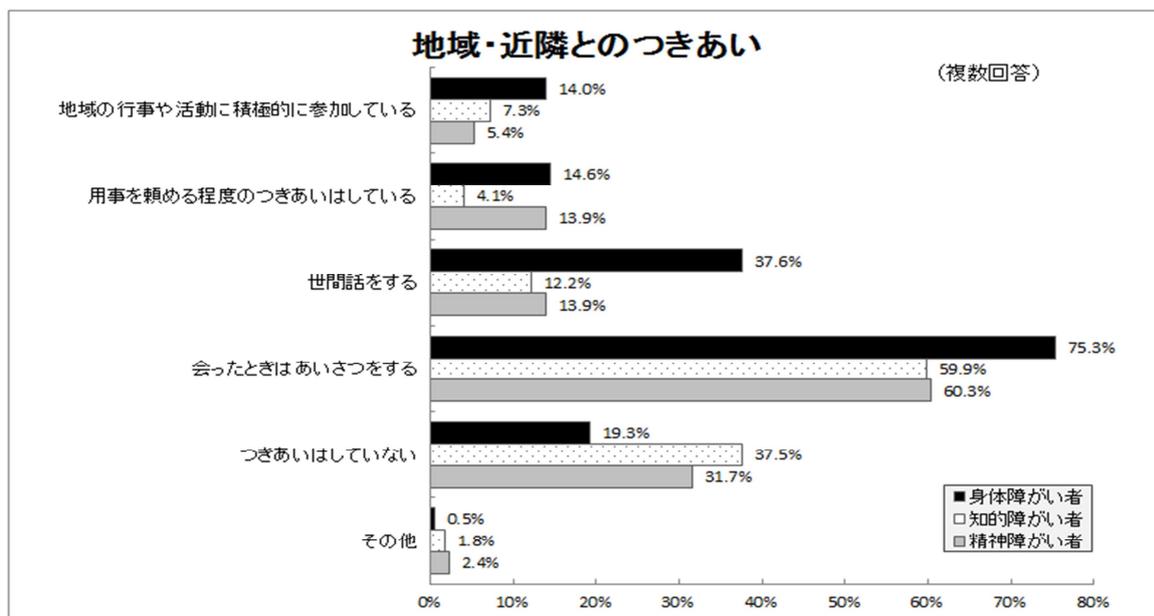
---

- (1) 障害者虐待防止センターの運営  
旭川市障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する相談や通報を受け付け、適切な周知・啓発・指導を行うことにより、虐待の未然防止及び早期発見に努めるとともに、障がい者福祉施設内での障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待通報に関しては、障がい者福祉施設の指導監査機関と連携した対応を行います。
- (2) 相談窓口間の連携による問題解決  
障がい者、高齢者、子ども・子育て、生活困窮者など福祉の相談窓口においては、各関係機関との連携をとりながら、権利擁護に係る問題解決を図ります。
- (3) 日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及  
地域において障がいのある人が安全で安心して生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業の普及を図るとともに、旭川成年後見支援センターにおいて、市民後見人の養成、制度の普及啓発を推進します。
- (4) 法人後見実施機関の整備（新）  
旭川市社会福祉協議会と連携し、法人後見実施機関の整備を進めます。

### 3 地域福祉活動の推進

#### 現状と課題

- 本市は、平成 31 年 3 月に第 4 期旭川市地域福祉計画を策定し、「お互いさまの気持ちがつむぐ温かな絆で結ばれた笑顔あふれる地域社会づくり」を基本理念とした各種取組を推進しています。
  - 本市は、共有玩具の周知等を通じ、障がいの有無にかかわらず、全ての子ども達におもちゃを通じて楽しんでもらうことを目的としている「バリアフリーおもちゃ博 in あさひかわ」への参画や障がいのある人とない人の交流を促進する地域における様々なイベント等への後援をしています。
  - 障がい者アンケート調査で、地域・近隣の方との付き合いについて、「会ったときはあいさつをする」という人は、身体障がいのある人では 75.3% (70.9%)、知的障がいのある人では 59.9% (59.2%)、精神障がいのある人では 60.3% (65.5%) となっており、地域・近隣の方と何らかの付き合いがある人が多い一方で、「つきあいはしていない」という人が、身体障がいのある人では 19.3% (13.7%)、知的障がいのある人では 37.5% (33.2%)、精神障がいのある人では 31.7% (31.6%) となっており、地域とのつながりを持たず、社会的に孤立してしまう懸念があります。
- ※ ( ) 内の数値は、平成 27 年に実施した第 3 次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査結果



資料:第 4 次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査

- 地域における人と人のつながりが希薄になりつつあり、町内会の加入率は年々

低下していますが、町内会，地区市民委員会，民生委員・児童委員，地区社会福祉協議会，地域まちづくり推進協議会等が取り組む地域福祉活動の果たす役割は大きく，引き続きその活性化や活動の支援を図っていく必要があります。一方で，地域福祉活動の担い手が足りずに固定化し，支える側の高齢化の問題も指摘されています。

---

---

## 施策の方向

---

---

障がいのある人もない人も地域社会において，心から受け入れられ，また支え合いの中で参画するという，ノーマライゼーションの理念による地域福祉活動を推進します。

---

---

## 具体的施策

---

---

(1) 地域交流の促進

地域における様々なイベント等を通じて，障がいのある人とない人の交流を促進します。

(2) 地域福祉活動の推進

地域住民による見守り活動や，除雪・排雪事業などの地域福祉活動を浸透させ，住民主体による地域住民が支え合う体制づくりを推進するとともに，社会的に孤立している要支援者の把握に取り組むなど，自助，互助，共助の視点から地域福祉活動を推進します。

(3) ボランティア活動への支援

障がいのある人に対してボランティア活動を行う団体に対して，旭川市社会福祉協議会等と連携をとりながら，ボランティア活動についての適切な情報の提供を行うなど，その活動を支援します。

(4) 民生委員・児童委員に対する研修の実施（新）

新たに厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員に対して，地域住民への相談・支援活動が行えるような基本的知識の習得に係る研修のほか，民生委員・児童委員活動をより充実したものとするために必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を実施します。

(5) 地域福祉計画の周知（新）

地域福祉計画を題材として，地域における支え合いの重要性を啓発し，世代にかかわらず，多くの市民が地域活動や地域福祉活動に対する関心が高まるよう出前講座を実施します。